

『破奠記』 隙見

細井泰行

(一)

破奠記は上下二巻から成つてゐるが、此は何時、誰の著作かと云ふに不受不施講門派の始祖たる日講上人が寛文六年二月、下總野呂談林之清閑亭に於て述作された者で、當時上人は野呂長崇山妙興寺の第二十世であつた。

此の破奠記述作の原因は何處にあつたかと云へば、當時寺領は幕府よりの敬田供養であるとの強壓や、御朱印を敬田供養とするの誓狀を承認、不承認する等の事件があり、身延山久遠寺の第二十八世である妙心院日奠上人が一卷の書を記して受不の邪義を弘傳されしより起りし者にして、此は十六科に分ちて難したるにより世に十六箇條と稱する者である。

然して日奠上人は萬治三年久遠寺に入山し、在職八年にして寛文七年十月廿三日、六十七歳を以て寂されし故に、破奠記の世に出でし翌年寂されたもので、日奠上人が後十年も在職の長壽を保つなれば、痛快なる論難が幾度か、繰返された事と思はれるが、此處に寂された事は宗學振興上誠に惜む可き事である。

破奠記序には、日奠上人の十六科條を、

「修理亂階ニシテ理證混淆セリ」一義ヲ立ルコト未ダ皮膚ノ間ヲハナレズ、文ヲ引コト亦口耳ノ學ニ似リ、譬ヲカルコト顛倒シテ邪辯縱橫ナリ、例ヲ述スルコト詔曲ニシテ其淺解薄量笑ヲ後世ニトルヤ、是則邪智百非ヲハセ、奇辯萬是ヲミダルト雖モ終ニ朽タル木ヲバエリウベカラズ。糞土ノ墻ヲバナダラカニスベカラザルノイヒカ」と激しく評されてゐるが、此は無理からぬ事で、自己が正しいと信ずる以上誰しも意見の異なる者を惡口する者である。殊に上人の如く潔白を旨とするに於ては、當時徳川幕府の無法な壓迫に對向して宗團を強固にせんとする新方針であつたに違ひない。然し極度の主張より尊い幾多の犠牲を拂つた事は其の結果に於て惜む可きであつたであらう。此處に一言を要する事は日奠上人の方針は例へば水の如くに物に隨ひながら物を隨へんとする融和性を以て、當時の社會に順應して宗門の發展を計らんとしたものであつて、日講上人の主張は例へば刀の如く何處迄も斬り破つて進まんとする強攻性で、從來の宗門を強固に確進せしめんとした兩者の相異に依る事である小生は勿論、之の破奠記に讚成する者では無い。然し宗學研究

の上から公平な眼で、如何に應時の先師先哲が宗祖の眞意に添ふ可く努力したかを眺める時、其處に豫期以上の不惜身命心を湧起する者であると信するのである。

破妄記卷上の中頃迄は箇條名を記せず破し、中頃以下より、「他書阿闍云」云々と十六箇條の内一箇條より六箇條迄を挙げ、卷下には七箇條以下十六箇條迄を挙げ、之を破するに、「彈ノ曰」云云と一箇條毎に破してゐる。以下略要を記すれば左の如し。

(二)

先づ卷上に、(1)受不ノ義、(2)歸敬助行、布施供養ノ旨歸。(已上他書)

(1)は他宗に供養するは誑法を助成する咎有る故に制戒するが他宗より可レ受は道理(2)は誑者が一分でも歸敬して供養するなれば正法の行を助成する故可レ受との意である。之れを評するに(1)を誑者歸敬と誑供讚歎の二義に分ち、(2)も又歸敬と助行の二義に別ちて(イ)歸敬を十論、(ロ)助行を五論してゐる。則ち、初の義(1)に二義あり。A「誑者ヲ歸敬」B「誑供ヲ讚歎」故に歸敬を誑に施サば、讚歎して彼施を受ける理無し。誑人を供養するは誑法を助長する如く、受も又誑法を助成す。其故は吾宗弘通の要領は只折伏を用ゆる而耳。彼の施を受けば彼權實等の思をなし、改邪伏正の期無し、彼の供養は眞實に非ざる而耳ならず、還て正法の行者を染汚す。故に能供の他宗も罪垢を増す。然しながら此等日講上人の彈は一理ある事に相

異ないが、他施を全々絶すると言ふ事は行き過ぎた事であつて「日蓮が慈悲廣大ならば」或は宗祖が東條左衛門の毒刃を感謝された等の事を考ふれば、供養に依て例へ能供の他宗が一時罪垢を増すとしても來生にては、能供が縁となつて法華經に轉入したであらうと思はれる。さすれば誑法なる彼等が誑法なる故に救はれるのでは無からうか。

次に(2)の(イ)「歸敬」を評して、誑者の歸敬とは宗旨を改めて當宗に歸伏するの義なるにより捨邪歸正せずば、修羅を崇重し帝釋を歸敬する如き歸依である。(是一)若之を彈呵し權實の異を辨明せされば還て雜亂を許すの理。(是二)口に之を呵し身に許して之を受くるは言行不相應の誤。(是三)誑者の供養は或は親族の亡魂法華宗たるにより、俗縁に因みて吾僧に施し、或は其主君の逝去にて心ならず香奠を捧ぐ。(是四)一分の施心をも發さざる者に勸物を促し誑供を貪る。(某石増修營某寶塔ノ勸進分明ノ現證)(是五)雖讚法華經還死法華心(傳教大師慈恩を破す)の引用(是六)不施を制して社參物詣を許すは誑人に最上を施するの理。(是八)神國なる故に社參而耳を許すなれば、社僧は多く眞言等の誑徒故に雜亂の至極(是九)、受不施の檀那信力の根底を失し還て他宗の造營を助く、依て諸國の身延參拜も止どまり、池上等の伽藍衰損するは眼前の證據(是十)、次に(2)の(ロ)「助行」を評して、誑者の供養は正法行者と同罪を招き正法を破失す(是一)、大佛供養事件(是二、三)伯夷の餓死を論ず、(是四)、誑者の施と受者は盜財與黨、二俱犯過の道理(是

五)。

然しながら此等の評中、小生を見を異にする点を擧ぐれば、(一)の論は譬へば火、刃物等の危険である事を如何に注意しても、且他人が經驗したのを見ても納得出来ぬ幼兒は自己が直接經驗する迄は納得出来ぬであらう。同様に此等に類する誘者は修羅と帝釋とを歸敬して初めて眞に帝釋を歸敬する者もあらう(三)は行者の指導如何んに依る物である。(八)(九)の社參云は此れ以外の事も考ふ可きで、殊に曼陀羅に天照大神、八幡大菩薩等を勸請する上に於ても考慮すべき者にて、現今にあつては此等の思想は恐る可き錯誤を招き易からしめる者であるまいか。(十)の後者は幕府の壓制、宗門の分派等多事にして、日講上人自身も此の渦中に活躍した者であらう。而して不受不施を主張する上人にあつては此等の呵評も又無理からぬ事であらう。

以下略要を述べれば次の如くである。

(三)

〔奠師〕(1)佛法ノ大意ハ權小ノ心ヲ呵責シ、實大乘ニ歸趣スルヲ讚歎ス。(2)故ニ施レ他ヲ禁止スルハ裏面ニ他施ヲ受ク可キ道理。

〔講師彈ノ曰〕(1)は定れる格式あり。今論ずる處は謗施の義で、他施の者は執權謗實の思、厚き故に「讚歎シ受クル之ヲ」は毒を藥に交ふるの失を招く。亦實大乘に歸趣するとは、吾宗に歸伏

する義である。何故に奠師は此の義を迷ふか。

〔奠師〕「涅槃經第十、一切大衆所問品」「安國論」(縮三八四末二行目、三八七末三行目、三八九始一行)「災難對治書」(三〇七末—三〇八)、「賴基陳狀」(一六一—二末四行)等を以て他宗に施さざる證文とす。

〔講師彈ノ曰〕「涅槃經」の文は不受の義である。受は僧、施は俗に約する義なるに依り、純陀は俗流にて「施」のみを止どむ「安國論」の文は、其罪を斬る程の人は謗法一闡提、斷佛種の人にて、譬へば、主君父母の敵の如し、彼の供養を遮す可し。

次に「災難對治書」の文も同様に、災難を起す根源たる所對治の敵の供養を讃受するは如何なる理に依るか、又「賴基抄」も不施の義の裏に不受の義明に現れてゐる。其は他宗の男女は常に彌陀を念じ、謗法の僧を供養して二十逆罪を犯したるにより改悔懺悔せずば、非人に物を與ふる如し、輕忽に唯實の行者は布施供養を受けてはならぬ。(一)、則ち非法を行ふ極惡人には施さずと同時に受けず。此れと同様に難を拂ふべし。(二)然らざば「歸敬助成」の二義共に缺け、還て墮獄の罪を増す可し。

〔奠師〕佛法修行ハ化他利生ヲ本意トス。誘者ガ正法ノ行者ニ供養スレバ、功德ヲ得ルニ非ズヤ、若功德ヲ得ルナレバ何故ニ受ケズヤ。受ケズバ利益ヲ闕ク可シ。然ラバ如何デ行者ト言フヤ。

〔講師彈ノ曰〕謗施を受けなば、謗法の上に重罪を重ね、法華の行者は雜亂の失を蒙りて正行を亂る。故に功德とならず其罪還

て誘人に歸す。涅槃ノ疏ニ「無レ慈詐親ハ即チ是レ彼カ怨ナリ、爲レニ彼カ除ケ惡ヲ即チ是レ彼カ親ナリ」とは此れを云ふ。總じて誘者の供養は無功徳である。

〔奠師〕 利養ノ爲ナレバ信者ノ針毫ノ施物モ受クルハ不可。利益ノ爲ナレバ誘者ノ大山ノ施物モ受ク可シ。

〔講師彈ノ曰〕 利養の受施は論ぜず。今は受施の損益を論ず。信施の消不消は別途の論である。邪徒は宗家の制禁を犯す故に、少許の信施をも不消、世の福田ともならず(是一)、若佛家正轍の不受の禁戒を守るならば、信施滅し難きの恐慮なし、後心の行者利養を棄て、一向に法の爲にするは鬼に鐵杖を持たせた如し、亦寧ろ信施に利養を求むるも利養を離れて誘施を受く可からず。(是二)、論語ニ「小人過テハ必ズ文ル」孟子ニ「古ノ君子過テバ則之ヲ改ム。今ノ君子ハ過テハ則之ニ順フ、今ノ君子ハ徒ニ順フノミナランヤ。又從テ之カ辭ヲナス。恥ズ可シ、恥ズ可シ」

〔奠師〕 「法師品」の文を引き、「末法法華ノ行者ハ五種法師也。法華ヲ受持スル者四衆共ニ法華ノ行者ナリ。五種所ニ供養ノ人ナリ」

〔講師彈ノ曰〕 此の引文を見て彌々他の邪義の分明なる事を知る。奠師は持者の四衆を所供養とし、誘人を能供養とするが、「受ニ持は經ニ」とは能供養の人の本質にて、「供ニ養ス持者」の持者は所供養の人である。(是一)、一宗の出家の二衆は所供養の人、在家の二衆は能供養の人である。一概に四衆共に所供養の

人と云ふを得ず。(是二)、他宗の國主が法華の俗家の二衆に福田として供養を爲す事あるか、此等の在家供養を受けて福田となる事あるか、「施」は檀越に約し、檀那は「布施」の梵語なるを知らずや。(是三)、奠師は五種法師の深意を曲解し非義を潤色す一切の法門は總別を分けずば正體あらず。(是四)、歴代の祖師に俗男俗女を列するを聞かず。(是五)、「法師品」の所供養の人は世間無智の俗男俗女であらうか。松野殿御書に「受ケ難キ人身ヲ得テ適々出家セル者モ、佛法ヲ學シ誘法者ヲ責メズシテ徒ニ遊戲雜談ノミシテ明シ暮サン者ハ、法師ノ皮ヲ著タル畜生也。乃至然ニ在家ノ御身ハ但余念無ク南無妙法蓮華經ト御唱アリテ供養シ給ガ肝心ニテ候也」此文法師の名をば分明に出家に屬せしむ。再往は出家在家の修行の方法に區別あり。(是六)

〔奠師〕 一切衆生ニ法華五種ノ行者比丘等ノ四衆ヲ供養セヨト勸メ、法華ノ行者ニ他ノ供養ヲ受ケネレト誠ム可キ理無シ。

〔講師彈ノ曰〕 經文には「一切衆生皆悉成佛ノ妙法ヲ信受シ、法華ノ行者ヲ三業清淨ノ心ヲ以テ供養ス可シ」とあるが、衆生佛説に順ぜず、誘法の者多き時に誘人の三業を清淨と云ひ得るか「若人以一惡言」の文は誘者の罪を顯す。況や三業相應じて常恒毀謗する者に實の供養があらうか。(是一)、此文は還て誘施を受けざる證文である。(是二)、何れの文にも、三業共に法華を誘じて、時々思出して法華の持者を供養するとの文は無い。經文は信毀の罪福を擧げて勸誡を設るのである。(是三)、文句八十二に「順ハ向、敬ハ禮、敬テ之ニ順シ供養ヲ興ス」と是は他宗の

相貌で無い。(是四)、他宗の人の發心行は「若欲住三佛道」の如くでない。(是五)、(然しながら小生考ふるに、吾等の祖先は他宗より法華に轉入したであらう。然らば講師の言、過乘なるに非ずや)。合掌も供養も機成する事を表す。他宗の人に此の如き儀相ありや。(是六)、「如し是供養シ己テ自ラ欣慶シ我レ大利ヲ獲タリ」と云ふが、如法折伏の説法は訪者心を激動する事必然である。(是七)、「上野殿書」は信者の供養を歎じて法師品の文を引く。(是八)、信者の供養を歎するの文は數多いが、訪者の供養を歎じた證は無い。(是九)

(四)

此れより以下、三個の問答を過ぎて、愈々本格的の「破奠記」に入り、十六個條を彈するのであるが、紙面の關係上此處に筆を止むるのである。此れ「破奠記」隙見の隙見なる所以かも知れぬ。

最後に諸君が學行の餘暇に研究されるなれば興味深い問題も多々ある事と思ふ。然して不受不施の義は講師を以て祖とし、講師を以て末としたいものである。何故かと言ふに此の主張は餘りにも「布施」の義に執するを以て、稍もすれば曲解を醸し易く、且精神的の裏面に物質的觀念深浸せる故に、獨善を以て尊しとするの感を生ぜしむ。かゝる觀念は一面に於ては祖意に沿ふ處あらんも、多面に於ては訪者救濟の道無く、訪者を嫌避するの念を興さしめ、畢竟祖意の表のみ知りて、底を知らざる

の扁道を歩ましむるに至るやも計り難い。例せば法律のみによりにて罪を裁かんとする者の如く、罪を憎みて人を憎まずの寛胸を失するの嫌あり。故に講師の主張は了するは可なるも、實行に移すは宗門の危期を再度招くの災を致すであらう。吾等が講師の主旨を生かすの道は、不受不施の義は吾等の弱情の信心を強情にせしめんとせし「慈悲の鐵錘也」と銘記して自己の責任に邁進する事ではあるまいか。(高2)

(完)

(祖山學院在學、於麓坊)

電力工場

臥 龍

限られた人の力で

無限の威力を發揮せんとする